

ゲノム編集技術等を用いたヒト受精胚等の臨床利用のあり方に関する 専門委員会の検討状況

○ 8/2 第1回

《議事》

- ・ ゲノム編集技術等を用いたヒト受精胚等の臨床利用の現状について

○ 8/21 第2回

《議事》

- ・ ゲノム編集等の技術的課題を専門家からヒアリング（山本卓先生、武田洋幸先生）
- ・ ゲノム編集技術等を用いたヒト受精胚等の臨床利用の制度的枠組について

○ 10/9 第3回

《議事》

- ・ 海外の規制状況とその動向についてヒアリング（磯部哲先生（平成31年度厚生労働科学特別研究事業 研究班））
- ・ ゲノム編集技術等を用いたヒト受精胚等の臨床利用の制度的枠組について

《論点》

- ・ 規制対象とすべきゲノム編集技術等の範囲
- ・ ゲノム編集技術等の臨床利用が許容される条件

《規制対象とすべき範囲についての結論》

- ・ ゲノム編集技術に加え、体細胞において従来から行われている遺伝子組み換え技術や細胞内の核酸に直接影響を及ぼす医薬品等を用いる場合など意図してヒト受精胚等に遺伝的改変を起こす又は遺伝子発現を制御するような技術についても、規制の対象とすべきである。

○ 11/13 第4回（本日）

《議事》

- ・ 患者家族会からのヒアリング（中井伴子先生、柏木明子先生）
- ・ ゲノム編集技術等を用いたヒト受精胚等の臨床利用の制度的枠組について

《論点案》

- ・ 現時点ではゲノム編集技術等を用いたヒト受精胚等の臨床利用は容認しないとした上で、諸外国の状況を踏まえ、日本での規制の枠組みの検討に際し以下の事項が残る課題として挙げられる。
 1. 規制の実効性を担保する必要性について
 2. ゲノム編集技術等を用いたヒト受精胚等の臨床利用が恩恵をもたらす可能性がある領域についての考え方について